

行田羽生資源環境組合監査委員情報公開条例施行規程

令和4年5月17日

監査委員告示第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、行田羽生資源環境組合情報公開条例（令和4年条例第7号）第26条の規定に基づき、行田羽生資源環境組合監査委員が管理する情報の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(情報公開)

第2条 行田羽生資源環境組合監査委員が管理する情報の公開に関し必要な事項は、行田羽生資源環境組合情報公開条例施行規則（令和4年規則第3号）の例による。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。